

第七十四回 帝國議會

## 人事調停法案委員會議錄(速記)第七回

付託議案  
人事調停法案(政府提出)  
止ニ關スル法律案(政府提出)貴族院送付

(九九)

昭和十四年二月十五日(水曜日)午後一時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧野 騰男君

理事古島 義英君 理事伊藤 五郎君

理事江原 三郎君 理事崎山 順朝君

野田文一郎君 一松 定吉君

齋藤 直橋君 小畑虎之助君

篠原 義政君 山本 芳治君

石坂 繁君 菊地養之輔君

田川大吉郎君

二月十四日滿洲國ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廢止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣兼遞信大臣 隅野 季彥君

出席政府委員左ノ如シ

司法政務次官 倉元 要一君

司法參與官 濱野徹太郎君

司法省民事局長 大森 洪太君

人事調停法案(政府提出)

○牧野委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、人

事調停法案ノ審議ヲ續行致シマス——一松

君

○一松委員 疊ニ古島委員カラ政府當局ニ

質問ノアリマシタコトノ中デ、今一層明確

ニシテ置ク必要アリト考ヘマスノデ、本法

案ノ第五條ト第十一條トノ關係ニ付テ、政

府委員ノ御説明ヲ願ヒマシテ、實務ノ取扱

上誤ナキヲ期シタイノデアリマスガ、第五

條ノ規定ニ依リマスルト、裁判所ハ調停ノ

申立ヲ却下スルコトガ出來ルト云フ規定ガ

アリマスカラ、問題ハアリマセヌガ、第十一

條ノ「調停ヲ爲サザルコトヲ得」ト云フ規定

ヲ按ジマスレバ、調停ヲ爲サナイト云フコ

トハ、其ノ儘ニ握リ潰ス、斯ウ云フコトニ

御解釋ニ相成ツタノデアリマス、サウ致シ

マルト調停ノ申立ヲスルコトニ依ツテ、

訴訟ハ一時中止ノ形ニナツテ居リマスガ、

其ノ調停ヲ爲サナイト云フ、即チ握リ潰シ

トヤリマシタ時ニハ、其ノ中止ヲサシテ居

トノ關係ハ、如何ニ相成ルノデアリマセウ

カ、即チ調停ヲシナイト云フ決定ヲシタ時

ニ、其ノ決定ヲ、中止サレテ居ル受訴裁判所ニ通知ヲシ、受訴裁判所ハ其ノ調停ヲ爲サナイトノ決定ノ通知ニ依ツテ、職權ヲ以テ訴訟ノ進行ヲ開始スル、斯ウ云フ手續ヲ

執ルノデアリマセウカ、其ノ邊ヲ一ツ明確ニ御答ヲ願ツテ置キタイノデアリマス

○大森政府委員 御尤ナ御質問デアリマシテ、御質問ニ依リマシテ、私共今日實際ニ

取扱ツテ居リマスル手續ヲ、明確ニスル機会ヲ得マシタコトヲ次第デアリマス、

御指摘ニナリマシタ本案ノ第十一條ノ規定

アリマスルガ、是ト同趣旨ノ規定ハ、借

地借家調停法ノ第二十五條ニ既ニアルノデ

アリマス、デアリマスカラ、立法致シマ

シテハ、此ノ借地借家調停法ノ第二十五條ヲ

リマス、然ラバ借地借家調停法ノ運用ニ於テドウシテ居ルカト申シマスト、只今御話ニアリマシタ通リニ、斯様ナ事由アリト調停委員會デ認メマスル時ニハ、調停ヲ爲サザルコトヲ決メルノデアリマシテ、斯ク決メルコトニ依リマシテ、調停事件ハ事實不能ニ依ツテ終了スル譯デアリマス、而シテ此ノ不能ニ於テ終了シマシタナラバ、其ノ旨ヲ直チニ受訴裁判所ニ通知ヲスルノデアリマシテ、其ノ通知ニ依ツテ受訴裁判所ガ從來中止ニナツテ居リマスル訴訟手續ヲ、新ニ起スノデアリマス、裁判所カラ必ズ其ノ理由ノ證明ヲ得マシテ、サウシテ受訴裁判所ニ通知ヲスルト云フ途モ開カレテ居ルノデアリマス、何レニ致シマシテモ、此ノ事件終了ト同時ニ、受訴裁判所ニ其ノ旨ガ知レマシテ、サウシテ中止ニナツテ居ル訴訟手續ガ當然ニ復活スルト云フコトニ付テ、在來何等支障ヲ見テ居ナイ次第デアリマス、而シテ本案ニ付キマシテモ、在來ノ調停通リニ運用サレマスコトハ、茲ニ明白

ニ申上ゲテ置ク次第デアリマス

○松委員 御説明ニ依ツテ能ク分リマシタ、ソコデモウ一ツダケ伺ツテ置キタイノ

デアリマス、第五條ニ依リマスト、申立却下ノ手續ラスルコトニナツテ居リマス、第十一條ハ「調停ヲ爲サザルコトヲ得」トアリマスカラ、ヤハリ是ハ調停ヲ爲サナイト云

フ決定ラスルノデアラウト思フノデアリマスガ、如何デアリマスカ

○大森政府委員 案ノ第十一條ノ場合デアリマシテ、是ハ調停委員會ノ仕事デアリマスカラ、所謂決定ト云フモノハ致サナイノ

デアリマス、併シ實質上記録ニ残シマス書キモノハ無論スルノデアリマシテ、裁判所式上ノ差違ガアルダケデアリマス

○松委員 サウ致シマスト、調停ヲ爲サナイト云フ意思表示ダケヲ書面ノ上ニ現シテ居ル、斯ウ云フコトデアリマスカ

○大森政府委員 全ク御説ノ通リデアリマス

シマシタ時ニ、淳風ニ副ハズ又ハ權利ノ濫用其ノ他不當ノ目的ニ出ヅルモノト直ニ認メナカツタ故ニ、一應受理シタケレドモ、

受理シタ後ニソレガ第五條ノ事由アリト認メルニ至リタル爲ニ、調停ヲ爲サナイ、斯

ウ云フヤウナコトニ解釋シテ宜シイノデアリマスカ

○大森政府委員 御説ノ通リデゴザイマス

○牧野委員長 是ニテ御通告ノ質問ハ全部終了致シマシタ、質問終了ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○牧野委員長 ソレデハ質問終了トシテ、討論ニ入リマス——伊藤君

○伊藤委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、唯此ノ人事調停法ナルモノハ、民法ニ於ケル親族、相續編ノ不備並ニ恩給法ノ

缺陷ヲ是正スル意味ニ於テ、提案セラレタ

ルモノデアリマスカラシテ、當局ニ於カレマシテハ一日モ早ク此ノ民法ノ不備缺點ヲ

是正スル爲ニ、來議會ニハドウシテモ此ノ改正法律案ヲ提案セラレンコトヲ要望スル

ハズ又ハ權利ノ濫用其ノ他不當ノ目的ニ出

ジタルモノト認メタ時ハ、受付ヲセズ直ニ却下ヲスル、ソレカラ第十一條ノ方ハ受理致

點ヲ改正スル所ノ法律案ヲ提案セラルルヤ

ウ、御盡力ヲ願ヒタイト思フ者デアリマス、本案ハ本案ト致

テ居ルノデアリマスカラ、本案ハ本案ト致

シマシテ、別ニ此ノ民法ノ改正ト云フコト

ニ付テハ、全力ヲ擧ゲテ御努力ヲ繼續シテ

ラレンコトヲ望ミマシテ、贊意ヲ表スル者戴キタイノデアリマス、司法制度ノ理想カ

メラニ至リタル爲ニ、調停ヲ爲サナイ、斯

ウ云フヤウナコトニ解釋シテ宜シイノデア

リマスカ

○山本(芳)委員 本員モ本案ニ賛成ノ意ヲ

表シマス、只今モ討論中ニ御説明ガアリマシタ通リニ、本案ハ法律關係ノミヲ目標ト

シテ生レタモノハナインデアリマス、法律關係ヲ離レマシテ、一般家庭内ニ於ケル

紛議ヲモ解決シヨウト云フノガ目的デアリ

マスルカラ、民法ノ改正、其ノ他ノ法律ノ改正ト別箇ニ考ヘル必要ガアルコトヲ、本員

ハ認メルノデアリマス、殊ニ事變ノ影響ヲ受ケマシテ、事變關係ヲ繞ツテ各家庭内ニ起

マス、ソレデハナラズ、一般ノ紛議ヲモ調停シヨウト云フノデアリマスカラ、ソレト別

箇ニ考ヘテ本案ノ成立ヲ希望スル者デアリマス、サリナガラ紛議ノ大多數ガ法律ノ不備カラ生レルト云フコトデアリマスレバ、

シヨウト云フノデアリマスカラ、ソレト別

箇ニ考ヘテ本案ノ成立ヲ希望スル者デアリマス、サリナガラ紛議ノ大多數ガ法律ノ不備カラ生レルト云フコトデアリマスレバ、

コトヲ差控ヘタイト存ジマス、要スルニ本  
案提案ノ理由書ニアリマス如ク、家庭ノ紛議  
ニ付テ調停ノ方法ニ依ツテ之ヲ解決スルト  
云フコトハ、我國ノ淳風美俗ニ鑑ミテ必要  
デアルバカリデナク、現在銃後ニ起ツテ居  
度デアルト考ヘマスガ故ニ、之ニ贊意ヲ表ス  
ル者デアリマス、唯私モ本案ニ賛成スルニ  
當リマシテ、若干ノ希望ヲ申述べタイト存  
ジマスルガ、其ノ第一ハ此ノ法案ノ運用上  
ニ付テノ希望デアリマス、一ツハ此ノ法案  
實施ノ結果ニ鑑ミラレマシテ、尙ホ強制調  
停ノ制度ヲ附加スルコトニ付テ、當局ノ御  
配慮ヲ煩ハシタイト云フコトデアリマス、  
此ノ點ニ付キマシテハ質疑ノ際ニモ簡単ニ  
意見ヲ開陳致シテ置キマシタノデ、再び此  
處デ繰返スコトヲ避ケタイト存ジマスガ、  
私ハ質疑ノ際ニ申上ゲマシタ通リニ、先づ  
第三者ノ公平ナル立場カラ、大乘的見地カ  
ラスル所ノ強制的調停ガ、結局必要ニナツテ  
參リハシナイカト云フコトヲ痛感致シテ居  
九條ニ示シテアリマスル通りニ、德望アル  
者其ノ他適當ト認ムル者ニ就テ選ブ、而シ  
ニ關スル希望デアリマスガ、調停委員ハ第

應答ノ際ニ具サニ御説明ヲ承リマシテ諒承致シマシタ、唯私ハ其ノ中ニ就キマシテ、實際調停主任ガ指定セラレル場合ニ於キマシテ、願クハ其ノ地方ノ人ヲ當該事案ノ調停委員トシテ御指定下サルコトガ、適當デハナイカト考ヘルノ方ノ德望アル人デアジ縣下ノズツト東ノ方ニ起リマシタ事案ノ調停委員ガ、西ノ端ノ方ノ德望アル人デアリマシテハ、其ノ問題ノ當事者ハ其ノ人ガドウ云フ人デアルカ、ドウ云フ程度ノ德望ノアル人デアルカト云フコトハ、必シモ存ジナイ場合ガ多カラウト思ヒマス、其ノ地方ノ人デアリマスルナラバ、ヤハリ事情ヲ具サニ承知致シテ居リマスルノデ、適當デアラウト思ヒマスカラ、是等ノ點ニ付テ尙ホ當局ノ御配慮ヲ煩ハシタインデアリマス、更ニ大キナル問題ハ——是ハ本案自體ニ關係ル希望デハゴザイマセヌガ——只今伊藤君カラモ仰セニナリマシタ通リニ、根本的ニ我國ノ私法「プリヴィアト・レビト」トノ關係ノ改正ノ必要ガアル、申上ゲルマデモナク此ノ法案ハ、一種ノ手續法タル調停制度ノ規定デアリマスガ、此ノ調停ニ依ツテ事案ヲ解決シヨウト致シマシテモ、基準トスベキ實體法ノ改正ガ伴ツテ居リマセヌガ爲ニ、權利ノ歸屬、其ノ準據スベキ所ガナイト云

フ結果ニ陷ルノデアリマス、此ノ點ニ付テハ最モ必要デアリ、最モ急速ニ法律ノ改正ヲ痛致シテ居ルノデアリマス、即チ現在ノ私法殊ニ民法ハ、歐羅巴ノ思想ヲ採入レマシタ個人主義ノ思想ヲ基調トスル所ノ法律デアルト云フコトハ、私カラ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、即チ其ノ根本ノ基調ハ所有權ノ觀念ト契約自由ノ原則ニ基イタモノデアル、現代ニ於キマシテハ、所有權ニ對スル觀念ガ著シク其ノ考へ方ガ違ツテ來テ居リ、又違ツタ考ヲ以テ臨マナケレバナラヌヤウナ狀態ニナツテ居ルノデアリマスカラ、其ノ改メラルベキ所有權ニ對スル所ノ觀念ト、我國固有ノ家族制度、我國固有ノ淳風美俗ニ則リタル親族法、相續法ノ改正コソハ、洵ニ急務中ノ急務ナリト考ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ點ハ伊藤君御所論ノ如ク、モウ既ニ綱領モ出來テ居ルコトト承ツテ居リマスノデ、大臣モ言ハレル如ク速ニ再檢討ヲ試ミラレテ、次ノ議會ニハ是非トモ御提案ガ望マシイノデアリマス、又伊藤君ノ御所論ノ通り、恩給法ノ改正ノ問題モ、其ノ手續規定ガ改正ニナリマシテモ、準據スベキ法律ガ改正ニナラナケレバ、實際ノ效用ガ舉ラナイト言ハレタノト同様、恩給法ノ私法殊ニ民法ハ、歐羅巴ノ思想ヲ採入レマシタ個人主義ノ思想ヲ基調トスル所ノ法律デアルト云フコトハ、私カラ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、即チ其ノ根本ノ基調ハ所有權ノ觀念ト契約自由ノ原則ニ基イタモノデアル、現代ニ於キマシテハ、所有權ニ對スル觀念ガ著シク其ノ考へ方ガ違ツテ來テ居リ、又違ツタ考ヲ以テ臨マナケレバナラヌヤウナ狀態ニナツテ居ルノデアリマスカラ、其ノ改メラルベキ所有權ニ對スル所ノ觀念ト、我國固有ノ家族制度、我國固有ノ淳風美俗ニ則リタル親族法、相續法ノ改正コソハ、洵ニ急務中ノ急務ナリト考ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ點ハ伊藤君御所論ノ如ク、モウ既ニ綱領モ出來テ居ルコトト承ツテ居リマスノデ、大臣モ言ハレル如ク速ニ再檢討ヲ試ミラレテ、次ノ議會ニハ是非トモ御提案ガ望マシイノデアリマス、又伊藤君ノ御所論ノ通り、恩給法ノ改正ノ問題モ、其ノ手續規定ガ改正ニナリマシテモ、準據スベキ法律ガ改正ニナラナケレバ、實際ノ效用ガ舉ラナイト言ハレタノト同様、恩給法ノ私法殊ニ民法ハ、歐羅巴ノ思想ヲ採入レマシタ個人主義ノ思想ヲ基調トスル所ノ法律デアルト云フコトハ、私カラ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、即チ其ノ根本ノ基調ハ所有權ノ觀念ト契約自由ノ原則ニ基イタモノデアル、現代ニ於キマシテハ、所有權ニ對スル觀念ガ著シク其ノ考へ方ガ違ツテ來ルダケ事件ノ解決ヲ速ニシ、且ツ完全ヲ期シマスルト同時ニ、ヤハリ銃後遺家族ノ要スルニ一方ニ於テハ法律制度ニ依ツテ出来ルダケ事件ノ解決ヲ速ニシ、且ツ完全ヲ期シマスルト同時ニ、ヤハリ銃後遺家族ノ強化、其ノ強化ノ方法ハ法律的バカリデナク、淳風美俗ニ則リ、又道德的ニ強化スルコトヲ指導誘掖シテ行クコトガ、極メテ必要デアラウト考ヘマス、同時ニ私ハ銃後ニ起ツタ色々ナ問題ノ實情ニ鑑ミマシテ、其ノ銃後家族ノ周圍ニアル所ノ近隣各々ノ人ガ、自省自肅シテ、眞ニ銃後ノ完璧ヲ期スルヤウニシナケレバナリマセヌガ、斯様ナ點ニ付キマシテハ、司法當局ハ勿論厚生省其ノ他ノ官廳ト協力シテ、善處セラレンコトヲ要望致シタインデアリマス、最後ニ私ハ質問ノ際ニ、司法大臣ニ御伺致シマシタ通り、司法人事ノ刷新、司法官竝ニ書記ノ待遇改善ニ付テ、格段ノ御配慮、格段ノ御處置ヲ強ク要望致シタインデアリマス、司法官ノ實情ニ付キマシテハ多ク申シマセ

ヌ、既ニ當局ハ御承知ニナツテ居ルコトデ  
アラウト思ヒマスノデ、是非トモ此ノ人事  
ノ刷新、司法官竝ニ書記ノ待遇改善ト云フ  
コトニ付キマシテ、時局多端ノ折柄デハア  
リマセウケレドモ、切ニ希望致シタイノデ  
アリマス、以上數箇ノ希望ヲ申述ベマシテ  
本案ニ賛成ノ意ヲ表シマス

○牧野委員長 菊地君

○菊地委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマ  
シテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマ  
ス、私共ハ此ノ種ノ調停法ノ出ヅルコトヲ、  
長イ間待望シテ參ツタノデアリマス、特ニ  
支那事變ガ勃發シテカラ、戰傷病死者ノ遺  
家族ノ間ニ、或ハ民法ノ缺陷ニ因リ或ハ恩  
給法ノ缺陷ニ因リマシテ、利害ノ衝突ヲ來  
シマシタ忌ハシキ事實ヲ、度々私共ハ見聞  
致シマシタノデ、是等ノ忌ハシキ事柄ヲ一  
掃スル爲ニ、此ノ種ノ法案ノ一日モ早ク實  
現セラレントヲ、待望シテ參ツタノデア  
リマス、唯本案ノ趣旨徹底ヲ期スル爲ニ、  
左ノ如キ希望條件ヲ附スルコトハ極メテ重  
要デアリ是ガアツテ初メテ本案ノ完璧ヲ期  
セラレルモノト信ズル者デアリマス、希望  
條件ヲ申上ゲレバ

一、政府ハ民法親族編相續編ノ改正案ヲ  
次期議會ニ提出スベシ

二、裁判所構成法、人事訴訟手續法ヲ改  
正シ家事審判所ヲ設クベシ  
三、本法第五條ノ適用ニ當ツテハ濫用ニ  
果ヲ發揮セシムル爲ニ委員ノ選任ニ付  
テハ特ニ意ヲ用ヒ、調停事件ニ認識深  
キ有能ノ士特ニ婦人ヲ多く採用サレン  
コトヲ望ム

四、本法ノ趣旨ヲ徹底セシメ、調停ノ效  
陷ラザルヤウ注意スベシ

以上ノ希望條件ヲ附シマシテ、本案ニ賛成  
スル者デアリマス

○牧野委員長 田川君

○田川委員 私ハ御採決ノ際ニ起立シテ贊  
成ノ意ヲ表シマス、隨テ此ノ際ニ賛成ノ言  
葉ヲ述ベルコトハ致シマセヌ

○牧野委員長 外ニ御通告モアリマセヌカ  
ラ、討論終結ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○牧野委員長 然ラバ是ニテ討論ヲ終結致  
シマス、採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸  
君ハ起立

(總員起立)

○牧野委員長 起立總員、仍テ本案ハ可決  
セラレルモノト信ズル者デアリマス、希望  
條件ヲ申上ゲレバ

○鹽野國務大臣 本案ニ付キマシテハ、委  
員各位ニハ極メテ御熱心ニ御審議下サイマ  
シテ、茲ニ可決ニ相成リマシタルコトハ深  
ク謝意ヲ表スル次第デアリマス、尙ホ本案  
ガ成立致シマシテ實施ニナリマスル曉ニ於  
テノ其ノ運用ニ付キマシテ、種々御希望ノ  
箇條モゴザイマシタ、努メテ之ニ副フヤウ  
ニ致シタイト存ジマス、尙ホ基本法デアリ  
マスル民法ノ親族相續編ノ根本的改正ニ付  
キマシテハ、目下司法省内ニアリマスル朝  
野ノ權威者ヲ集メタ會議ニ付セラレテ居リ  
マス、一應ノ案モ出來テ居リマスルガ、今  
年中ニハドウシテモソレヲ成立セシムルヤ  
ウニ、努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、是  
モ省内ノ官吏バカリデナク、只今申上ゲル  
ヤウニ他ノ朝野ノ人々モ集メテ居リマス  
シ、將來ノコトデ責任ヲ以テ明言ラスル譯  
ニハ参リマセヌガ、明議會ニハ是非トモ出  
シタイト考ヘテ、努力ヲ致シテ居ルヤウナ  
次第デゴザイマス、其ノ他色々御同情アル  
御希望モアリマシタ、何レモ之ニ對シテ努  
力ヲ致シマス、今後トモ本案ニ付キマシテ  
ハ、多大ノ御支援ヲ願ヒマス(拍手)

○牧野委員長 委員長ヨリ特ニ委員諸君ノ  
御精勵ニ向ツテ、此ノ際敬意ヲ表シマス、  
外ニ御發言ハアリマセヌカ——此ノ委員會  
ニハ滿洲國ノ領事裁判撤廢ノ法案ガアリマ

スケレドモ、是ハ何レ期日ヲ決メテ審議致  
シタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シ  
マス

午後二時十分散會

シタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シ  
マス